

特定非営利活動法人新町スポーツクラブ諸謝金・旅費支給基準(改正案)

【諸謝金】

労務内容	支給対象者(労務者)	支出科目	単位	上限金額	源泉徴収税
実技指導・補助 (大会運営時も含む)	スポーツ指導者、審判員、 スポーツトレーナー等	諸謝金	日	4,000	10.21%(204条)
	元プロスポーツ選手、元日本代表 経験者等の実技指導		回(2時間程度)	100,000	
	指導補助者			2,000	
講演(医学的専門テーマ等)	講演者(医学系教員)		回(2時間程度)	50,000	
講演(専門的テーマ等)	講演者	回(2時間程度)	30,000		
スポーツクラブマネジメント	公認クラブマネジャー	諸謝金	日	10,000	継続2ヶ月以上:185条乙月額表参照
		賃金	月	100,000	
	公認アシスタント クラブマネジャー	諸謝金	日	8,400	10.21%(204条)
		賃金	月	80,000	継続2ヶ月以上:185条乙月額表参照
	事務局員	諸謝金	日	7,000	10.21%(204条)
時間			1,000		
会議出席	会議等出席者、総合型クラブ 理事・運営委員等		回	4,000	
スポーツ大会等に係る行事運営	医師			30,000	
	看護師		15,000		
司 会	アナウンサー(専門的能力を有する者)		20,000		
通 訳	国際交流事業(専門的能力を有する者)		25,000		

【旅 費】

支出科目	国内旅費:在勤地外(出発地と同一市町村及び20Km以上)の旅行に要する経費 在勤地内の旅費は原則支給しない		
国内旅費	交通費:居住地～用務地間の駅・バス停等を起点・終点として算出		
	鉄道賃	次のア～エの合計額	
		ア 旅客運賃	
		イ 特別急行列車料金(当該列車乗車区間が片道50Km以上の場合)	
		ウ 新幹線特別急行列車(当該列車乗車区間が片道100Km以上の場合)	
		エ 座席指定料金(当該列車乗車区間が片道100Km以上の場合)	
	航空賃	現に支払った旅客航空賃(原則、購入時最も安価な運賃を適用する)	
	車 賃	次のアまたはイのいずれかの額	
		ア 現に支払った旅客運賃(タクシー・レンタカーについては、必要その他やむを得ない場合のみ対象)	
		イ 旅行1Kmにつき40円、現に支払った道路通行料を上限とする。※公共交通機関による旅行が困難な場合のみ支給	
日 当	定額:2,000円/日		
宿泊費	定額:13,000円/泊(札幌、都区内、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、福岡市は、15,000円)		
外国旅費	交通費・雑費	国際航空券(現に支払った旅客航空賃で原則、購入時最も安価な運賃を適用する)	
		鉄道賃(現に支払った額で鉄道賃で原則、最も安価に鉄道賃)、タクシー賃、レンタカー借料	
		雑費:空港施設利用料、査証代、発券手数料、超過手荷物料金等	
	日 当	定額:5,000円/日	
	宿泊費	定額:20,000円/泊	
その他	宿泊料については、国内外の宿泊費が高騰しているため定額支給では旅行者が大幅な赤字が生じる場合は予算の許す範囲で現に支払った額に近い額を支給する		